

## 京都学園大学・京都先端科学大学同窓会 役員倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会（以下「本会」という。）の役員倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する会員の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (役員範囲)

第2条 この規程において、役員とは、本会会則第8条に規定する役員、同第5条に規定する支部における支部役員をいう。

### (役員的基本的責務)

第3条 役員は、本会会則第2条に規定する「目的」を達成するため、本会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

### (役員遵守事項)

第4条 役員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

- 2 役員は、性別・年齢・出身地・国籍・人種・民族・宗教・疾病・障害等を理由とする差別を行ってはならない。
- 3 役員は、暴力、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。
- 4 役員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 5 役員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることを斡旋・強要してはならない。
- 6 役員は、経理処理に関し、適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 7 役員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力や団体とは断固として絶縁する。

### (役員守秘義務等)

第5条 役員は、活動上知り得た情報について、厳重に管理し、第三者へ漏洩し、又は、本会の活動以外の目的には使用してはならない。

- 2 役員は、個人情報保護に努めなければならない。
- 3 役員は、風説の流布等を行ってはならない。
- 4 本条の義務については、その職を退いた後といえども同様とする。

(役員がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 役員に、この規程に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合は、会長、副会長及び監事は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は、会則第11条に定めるところにより意見を聴取したうえで、厳正な措置をとるものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、常任理事会の承認を得て別に定める。

附則1 この規程は、令和5年10月28日から施行する。